

## 児童発達支援事業所 P-S 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 EnJoy (以下、「事業者」という。) が開設する児童発達支援事業所 P-S (以下、「事業所」という。) において行う指定通所支援 (児童発達支援) に係る事業の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、事業所を利用する障害児 (以下、「利用者」という。) 及びその利用者に係る通所給付決定保護者 (以下、「保護者」という。) 等の意思及び人格を尊重し、適切な児童発達支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、児童発達支援の提供に当たっては、利用者が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導訓練を行うものとする。

- 2 事業所の従業者は、児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は保護者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 3 事業者は、その提供する児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 前3項のほか、事業者は、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 及び児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第15号) その他関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 児童発達支援事業所 P-S
- (2) 所在地 兵庫県たつの市龍野町日山8 8番9

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 児童発達支援管理責任者 1名  
児童発達支援管理責任者は、利用者の児童発達支援計画の作成、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。
- (3) 児童指導員又は保育士 2名 (1名以上は常勤)  
児童指導員又は保育士は、利用者に対して、適切な指導訓練を行う。

(4) 児童指導員又は保育士、言語聴覚士等をその都度配置を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日

ただし、夏季休暇 8月9日から17日、冬季休暇 12月25日から1月4日（年間カレンダーに定める）、祝日を除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日

ただし、夏季休暇 8月9日から17日、冬季休暇 12月25日から1月4日（年間カレンダーに定める）、祝日を除く。

(4) サービス提供時間 9時から12時 13時から17時

(利用定員)

第6条 事業所において提供する児童発達支援の利用定員は、10名とする。

(児童発達支援の内容)

第7条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活における基本的動作の訓練

(2) 集団生活適応訓練

(通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 児童発達支援を提供した際に事業者が受領する費用の額は、厚生労働大臣が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた通所利用者負担額として保護者から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。

2 事業者は、第1項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証（第1項について受領証）を、当該費用を支払った保護者に交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、たつの市、相生市の全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者及び保護者は、児童発達支援の利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 室内の機器使用に当たっては、従業者の指示に従うこと。

(2) 駐車場で、盗難や接触事故が起きた場合、当施設は責任を一切負いません。

(3) 上記に掲げるもののほか、事業所の管理及びサービスの提供のため必要な指示に反する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、現にサービスを提供しているときに利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じるとともに、児童発達支援管理責任者又は管理者に報告するものとする。

(苦情解決)

第 12 条 事業者は、事業所において提供した児童発達支援に関する利用者等からの苦情を解決するために、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 事業者は、事業所に消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 事業者は、非常災害等に備えるため、事業所において、避難、救出その他の必要な訓練を年 2 回以上行うものとする。

(人格の尊重)

第 14 条 当該事業を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に障害児の立場に立った指定通所支援を提供するものとする。

(秘密の保持)

第 15 条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

3 行政機関、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得るものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第 16 条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第 17 条 その提供する指定通所支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第 18 条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 前項の規定により、研修の実施計画を従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 19 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備するものとする。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が指

定通所支援事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底するものとする。

- (3) 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- 2 障害児に対する指定通所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 4 障害児に対する指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

(身体拘束禁止への促進)

第 21 条 事業者は、身体拘束の適正化をはかるため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) やむを得ず身体拘束等を行う場合には検討委員会で話し合い、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (2) 身体拘束適正化検討委員会の設置（虐待防止委員会と一体的な設置とする）し、半年に 1 回開催する。
- (3) 身体拘束適正化のための指針の作成
- (4) 従業者への年に 1 回の研修の実施

(虐待防止への推進)

第 22 条 事業者は、虐待防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 従業員への年に 1 回の研修の実施
- (2) 虐待防止委員会の設置
- (3) 虐待防止のための責任者の設置

(その他運営に関する留意点)

第 23 条 事業者は、事業所において適切な児童発達支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用時 3 か月以内
  - (2) 繼続研修 年 1 回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 3 事業者は、従業者が、従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又

はその家族の秘密を保持すべき旨を雇用契約において定めるものとする。

4 事業者は、利用者に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、事業者と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。